

# 景観法に基づく届出制度 ご案内

津市内で建築行為や開発行為などを行う際には、景観法に基づく届出が必要です！

津市では、良好な景観づくりを進めるため、下記「届出を要する行為と規模」に該当する行為を行う場合、届出が必要となります。

届出の受理の日から原則 30 日間（最大 90 日間）は行為に着手できませんが、着手できない期間を短縮できる場合があります。

なお、手続きを円滑に進めるため、届出書を提出する前に事前協議が必要となりますので、まずは都市政策課までお問い合わせください。

## ○届出を要する行為と規模

**※重点地区【一身田寺内町地区、美杉町三多気地区・奥津(須郷)地区】においては、規模にかかわらず、次の行為を行う場合に届出が必要となります。**

届出を要する行為	規模	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ 10mを超えるもの又は建築面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突等、鉄柱・木柱等、装飾塔等、高架水槽等、遊戯施設等	高さ 10mを超えるもの
	架空電線路用の鉄塔等	高さ 30mを超えるもの
	擁壁、さく、塀等	高さ 5mを超え、かつ、長さ 10mを超えるもの
	アスファルトプラント等、自動車車庫等、処理施設等、そのほか市長が必要と認めるもの	高さ 10mを超えるもの又は築造面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
	太陽光発電設備 (平成 28 年 4 月 1 日以降の行為)	
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	行為に係る土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁・のり面が高さ 5mを超え、かつ、長さ 10mを超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為に係る土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの又はその高さが 5mを超えるもの	

**※なお、重点地区において建築物の新築(規模にかかわらず)、景観形成地区において建築物の新築(高さ 10mを超えるもの又は建築面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの)などに関しては、事前協議申出、協議後、津市景観審議会部会にて審議されます。**

## ○景観形成基準

行為地の属する区域「山地景観ゾーン／田園景観ゾーン／市街地景観ゾーン(5つのエリア)」によって、適用する景観形成基準が異なります。

さらに、「景観形成地区(10 地区)」の区域内である場合は、個別基準が適用されますのでご注意ください。

詳しくは、「津市景観計画」「津市景観計画 景観形成基準解説書」をご覧ください。

「津市景観計画」や「津市景観計画 景観形成基準解説書」については、津市ホームページにてご覧いただけます。

津市 HP : <https://www.info.city.tsu.mie.jp/>

問合せ先：津市 都市計画部  
都市政策課 都市計画・景観担当  
TEL 059-229-3181  
FAX 059-229-3336  
E-mail 229-3177@city.tsu.lg.jp

